

地方独立行政法人山梨県立病院機構 業務方法書（案）

（目的）

第1条 この業務方法書は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第22条第1項及び山梨県地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成22年山梨県規則第1号）の規定に基づき、地方独立行政法人山梨県立病院機構（以下「法人」という。）の業務の方法について基本的事項を定め、その業務の適正な運営に資することを目的とする。

（業務運営の基本方針）

第2条 法人は、法第25条第1項の規定により山梨県知事から指示された中期目標に基づき、業務の効果的かつ効率的な運営に努めるものとする。

（病院の設置及び運営）

第3条 法人は、山梨県の医療政策として求められる高度先進医療を実施するとともに、県民ニーズに対応した良質な医療を提供し、及び県内における医療水準の向上を図り、もって県民の健康の確保及び増進に寄与することを目的とするため、地方独立行政法人山梨県立病院機構定款（以下「定款」という。）第16条に定める病院を設置し、これを運営するものとする。

（法人の行う業務）

第4条 法人は、定款第17条の規定に基づき、次の業務を行うものとする。

- (1) 医療の提供
- (2) 医療に関する調査及び研究
- (3) 医療に関する技術者の研修
- (4) 医療に関する地域への支援
- (5) 災害時における医療救護
- (6) 前各号に掲げる業務に附帯する業務

2 法人は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、その建物の一部、設備、器械及び器具を、法人に勤務しない医師等の診療又は研究のために利用させることができる。

3 法人は、法人の目的の範囲内において、法人以外の者から受託し、又は法人以外の者と連携して、業務を行うことができる。

（業務の委託）

第5条 法人は、定款に規定する業務の一部を法人以外の者に委託することにより効率的

にその業務を遂行できると認められ、かつ、委託することにより優れた成果を得られることが十分期待できる場合、業務の一部を委託することができる。

(委託契約)

第6条 法人は、前条の規定により業務を委託するときは、受託者との間に業務に関する委託契約を締結するものとする。

(競争入札その他契約に関する基本事項)

第7条 法人は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合には、一般競争入札の方法によるものとする。ただし、法人の規程で定める場合は、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法によることができる。

(雑則)

第8条 この業務方法書に定めるもののほか、法人の業務に関し必要な事項は、法人の規程に定める。

附 則

この業務方法書は、山梨県知事の認可があった日から施行し、平成22年4月1日から適用する。